

水田最大活用推進緊急対策実施要綱

平成21年 1月27日付け20総食第846号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

- 1 穀物の国際需給が大きく変化し、潮目が変わる中で、我が国の食料自給力を強化することが極めて重要になっている。
こうした中で、全水田面積の6割で現在の主食用米の需要が賄えることを踏まえれば、我が国の食料自給力を強化するためには、残り4割の水田において自給率の低い大豆・麦や米粉用米・飼料用米等を生産し、水田が最大限活用されるよう図ることが必須である。
- 2 このため、21年産から、いわゆる減反イメージから脱却して、水田を最大限活用する取組（以下「水田フル活用」という。）を強力に推進していく必要がある。
水田フル活用の推進のためには、地域全体としての取組が重要であり、地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「構造改革要綱」という。）第4の2の(1)に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）がその中核的な役割を果たすことが期待される。
- 3 このため、水田フル活用元年となる21年産の作付けに向けて、地域水田農業推進協議会が地域内の農業者をリードして、水田がフル活用されることを実現し、さらに定着させられるよう、地域水田農業推進協議会に対して所要の支援を行う。

第2 事業の仕組み

国は、20年産の生産調整実施者（構造改革要綱第5に定める生産調整実施者をいう。以下同じ。）であって、21年産においても引き続き生産調整を実施すると約束したものの（以下「生産調整実施確約者」という。）に対し、地域水田農業推進協議会が20年産の主食用水稲作付面積10アール当たり3千円を交付するのに必要な経費を、都道府県水田農業推進協議会（構造改革要綱第4の1の(1)に定める都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）を通じて交付する。

ただし、集団で生産調整に取り組んでいる場合その他地域の実情に応じて必要な場合には、当該地域の農業者への内容の周知徹底及びその合意の下、第3の3の業務方法書に定めるところにより、地域水田農業推進協議会において、当該農業者への交付総額の範囲内で農業者ごとの交付単価の変更その他必要な措置を講ずることができるものとする。

第3 水田フル活用推進交付金の交付

1 交付対象となる地域水田農業推進協議会

水田最大活用推進緊急対策交付金（以下「水田フル活用推進交付金」という。）の交付対象は、水田フル活用を推進するための具体的方策（例えば、集落営農の組織化、農地流動化の推進などの構造改革や、播種前契約、直接買取方式などの流通改革への取組）について、別紙様式第1号により都道府県知事と協議して決定した地域水田農業推進協議会とする。

2 交付額

地域水田農業推進協議会への水田フル活用推進交付金の交付額は、当該地域水田農業推進協議会における生産調整実施確約者の20年産の主食用水稲作付面積の合計に10アール当たり3千円を乗じた額とする。

3 業務方法書の承認

(1) 都道府県水田農業推進協議会の会長は、事業に着手しようとするときは、水田フル活用推進交付金に係る、次に掲げる項目を内容とする業務方法書（以下「業務方法書」という。）を作成し、当該都道府県水田農業推進協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局等（北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

- ア 業務運営の基本方針
- イ 申請及び支払の手続
- ウ 返納の手続
- エ 資金の管理方法
- オ その他業務運営に必要な事項

(2) 地方農政局長等は、(1)により申請があった業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県水田農業推進協議会の会長に通知しなければならない。

4 交付手続

(1) 地域水田農業推進協議会の会長は、3により承認された業務方法書の定めるところに従い、都道府県水田農業推進協議会の会長に水田フル活用推進交付金の申請を行うものとする。

(2) 都道府県水田農業推進協議会の会長は、地域水田農業推進協議会からの申請を取りまとめ、地方農政局長等に対し、水田フル活用推進交付金の交付を申請するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の申請があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、速やかに水田フル活用推進交付金を都道府県水田農業推進協議会へ交付するものとする。

5 交付金の返還

(1) 都道府県水田農業推進協議会の会長は、地域水田農業推進協議会の水田フル活用を推進するための具体的方策への取組が行われたと認められない場合には、当該地域水田農業推進協議会に対し、水田フル活用推進交付金の全部を返還させるものとする。

- (2) 地域水田農業推進協議会の会長は、所属する生産調整実施確約者が約束に反し21年産において生産調整を実施しなかった場合には、3の業務方法書に基づき、速やかに都道府県水田農業推進協議会に対し当該農業者の20年産の主食用水稲作付面積に応じた額を返還するものとする。

6 書類の保管

都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会は、本事業に関する書類を、対策終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管しなければならない。

第4 資金の管理

- 1 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会は、水田フル活用推進交付金を、他の対策・事業に係る経理と区分して管理しなければならない。
- 2 都道府県水田農業推進協議会は、地域水田農業推進協議会ごとに収支を明確にしなければならない。
- 3 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会は、水田フル活用推進交付金を、金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 4 本事業終了後に、資金の残余が出た場合（3の交付金の管理により生じた果実を含む。）には、国は都道府県水田農業推進協議会に対して、都道府県水田農業推進協議会は地域水田農業推進協議会に対して、それぞれ資金の残余を返還するよう命ずることができる。

第5 実施状況報告

- 1 地域水田農業推進協議会の会長は、本対策の実施状況について、別紙様式第2号により平成22年3月20日までに都道府県水田農業推進協議会の会長に報告しなければならない。
- 2 都道府県水田農業推進協議会の会長は、1により報告のあった実施状況を取りまとめ、別紙様式第3号により平成22年3月31日までに地方農政局長等へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

別紙様式第1号（第3の1関係）

水田フル活用推進方策協議書

地域水田農業推進協議会における水田フル活用推進のための具体的方策は以下のとおりとする。

取組内容	
具体的目標	

注1) 取組内容については、以下の分類記号を記入する。

- a) 播種前契約の導入 b) 収穫前契約の導入 c) 直接買取方式の導入
d) 農地の流動化の推進 e) 集落営農の組織化の推進 f) その他（簡潔に記入）

注2) 具体的目標については、取組内容についての目標を記入する。

平成21年 月 日

所在地
団体名 地域水田農業推進協議会
代表者 ⑩

所在地
都道府県知事 ⑩

別紙様式第2号（第5の1関係）

平成21年度水田最大活用推進緊急対策実施状況報告書

番 号
年 月 日

都道府県水田農業推進協議会長 殿

所在地
団体名 地域水田農業推進協議会
代表者 ⑩

平成21年度において、下記のとおり実施状況を確認したので、水田最大活用推進緊急対策実施要綱（平成21年 月 日付け 総食第 号農林水産事務次官依命通知）第5及び水田最大活用推進緊急対策業務方法書（平成21年 月 日付け 都道府県水田農業推進協議会）第 条の規定により、実施状況報告書を提出します。

記

1 水田フル活用推進のための具体的方策への取組成果

取組内容	取組成果

注1) 取組内容については、以下の分類記号を記入する。

- a) 播種前契約の導入 b) 収穫前契約の導入 c) 直接買取方式の導入
d) 農地の流動化の推進 e) 集落営農の組織化の推進 f) その他（簡潔に記入）

注2) 取組成果については、取組内容についての成果を具体的に記入する。

2 生産調整への取組状況

	計画	実績	差
平成20年産の生産調整実施者であって、21年産においても生産調整を実施した農業者の20年産の主食用米作付面積	アール	アール	アール

別紙様式第3号（第5の2関係）

平成21年度水田最大活用推進緊急対策実施状況報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては北海道農政事務所長あて、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長あてとする。

所在地

団体名 都道府県水田農業推進協議会

代表者

印

平成21年度において、下記のとおり実施状況を確認したので、水田最大活用推進緊急対策実施要綱（平成21年 月 日付け 総食第 号農林水産事務次官依命通知）第5及び水田最大活用推進緊急対策業務方法書（平成21年 月 日付け 都道府県水田農業推進協議会）第 条の規定により、実施状況報告書を提出します。

記

	計画	実績	差
平成20年産の生産調整実施者であって、21年産においても生産調整を実施した農業者の20年産の主食用水稲作付面積	アール	アール	アール